

# 常任委員会

## Q & A

### 総務委員会

開会日 6月29日(金)・7月3日(火)・4日(水)  
 案件 議案11件・請願1件・報告10件等

#### ●豊島区附属機関設置に関する条例(一部改正)

**問** 豊島区自殺対策計画策定委員会の設置は、法改正によるものだが、法改正となった背景は。  
**答** 自殺対策基本法は、10年が経過し、対策の推進に当たり、生きるための支援や地域に根ざした対策が重要ということ、改定が行われた。自殺総合対策大綱を閣議決定し、地域でも、計画を立てるようということになったと聞いている。

**問** 区はこれまでも、健康プランの中で、自殺対策を行ってきたが、今回の内容は。  
**答** あまり手をつけていない自治体に比べ、本区は先駆的に実行してきた。しかし、今回基本施策の中で示された、対策を支える人材の育成など、庁内の事業との関連づけが足りなかった部分等もあるので強化していく。

#### ●高田小学校跡地公園施設新築工事請負契約について

**問** 入札の際に、工事価格及び施工能力を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式をとっているが、適用基準は。  
**答** 予定価格が建築工事の場合は4千500万円以上、その他の工事は3千万円以上に適用。建設共同企業体の工事は適用外。  
**問** 区と契約をすることによって、価格だけでなく技術力等の評価で、地元の事業者のランクが上がっていく効果もあると思う。総合評価方式でない契約についてはどうか。  
**答** 総合評価方式に限らず、施工後に必ず評価をつけ、成績がよければ、1ランク上として扱う優遇措置を行っている。

#### ●平成30年度豊島区一般会計補正予算(第1号)

**問** 豊島清掃工場焼却熱利用実現可能性調査検討では、利用地区との間の鉄道の線路がネックとなっている点も検討するのか。  
**答** 国の補助金を活用して調査し、線路を越えることが技術的に可能かどうか、可能であれば、それにかかる費用やどこが負担するのかを洗い出していきたい。

#### ●豊島区特別区税条例等(一部改正)

**問** 特別区民税の主な変更点は。給与所得者、公的年金所得者にとっては変わらない。自営業者にはメリットがある。  
**問** たばこ税率が、10月から1箱あたり20円引き上げられるが、税収はどうなるか。

### 区民厚生委員会

開会日 6月29日(金)・7月3日(火)  
 案件 議案6件・報告14件等

#### ●豊島区特別区税条例等(一部改正)

**問** 特別区民税の主な変更点は。給与所得者、公的年金所得者にとっては変わらない。自営業者にはメリットがある。  
**問** たばこ税率が、10月から1箱あたり20円引き上げられるが、税収はどうなるか。

**答** 増税すると減収となる傾向がある。税収は30億円超を見込んでいる。  
**問** 軽自動車税に環境性能割を導入するが、税収の増減予測は。  
**答** 減収になると考えている。

**●豊島区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例(一部改正)**  
**問** 介護職の資格を得るために必要な時間、費用は。  
**答** 追加される生活援助従事者研修(59時間)については、56万円の費用が考えられる。現在の130時間の初任者研修は39万円程度。この後3年以上の現場経験を経て、介護福祉士試験合格後の研修には12万円以上かかる。

#### ●豊島区立児童遊園条例(一部改正)

**問** 妙義児童遊園を区が借り受けている契約書の内容はどのようなものか。  
**答** 無償で借り受けることや契約期間が2年であること、また、やむを得ない事情がある場合は返還すること等。  
**問** 妙義児童遊園を返還した後、その場所はどうなるのか。  
**答** 児童遊園の敷地に社殿ができ、社殿の前には子どもたちが遊べるスペースを設ける計画。現在の社殿の場所には9階建ての共同住宅ができる予定。

#### ●豊島区保健所の設置等に関する条例(一部改正)

**問** 現在の保健所で、緊急に行わなければならないことは何か。  
**答** 設備的には、エレベーターと空調が壊れ、応急処置で対応している。  
**●豊島区旅館業法施行条例(一部改正)**  
**問** 申請に必要なとされる、旅館

業を営むために必要な権限を示す書類とは何か。  
**答** 規則で定めることとなるが、所有者の利用許諾を証する書類等を考えている。

### 都市整備委員会

開会日 7月2日(月)  
 案件 議案1件・請願1件・報告事項4件等

#### ●豊島区立児童遊園条例(一部改正)

**問** 妙義児童遊園を区が借り受けている契約書の内容はどのようなものか。  
**答** 無償で借り受けることや契約期間が2年であること、また、やむを得ない事情がある場合は返還すること等。  
**問** 妙義児童遊園を返還した後、その場所はどうなるのか。  
**答** 児童遊園の敷地に社殿ができ、社殿の前には子どもたちが遊べるスペースを設ける計画。現在の社殿の場所には9階建ての共同住宅ができる予定。

#### ●豊島区立幼稚園条例(一部改正)

**問** 現在の利用状況は。  
**答** 子どもは平日の午前中の保育園児等による利用が多い。大人は神社にお参りした後、休憩のために利用する方が多い。  
**問** 行事等は行っているのか。  
**答** 妙義神社での例大祭や餅つき、夜回り時のテント場として活用されている。

#### ●豊島区立幼稚園条例(一部改正)

**問** 代替地も含め、十分な協議の時間をとる必要があるのでは。  
**答** 児童遊園の場所を返還しても境内はまだ残るので、行事等への対応は可能と考える。  
**問** 公園と児童遊園の違いは。  
**答** 公園は都市計画法に基づき設置され、本区では条例により原則500平米以上の場所を公園に

位置づけている。児童遊園は条例で管理している施設で公園を補充する扱いとなっている。妙義児童遊園を含めた5カ所は500平米以上だが、将来的に返還が考えられるものは児童遊園としている。

**●公園全面禁煙化の進捗について**  
**問** 公園全面禁煙化に伴い、代替地を用意する必要性は。また、現在、その候補地を検討しているのか。  
**答** 池袋西口公園の喫煙場所がなくなると影響が大きいため、現在、場所の選定を行っている。  
**問** たばこの問題について、喫煙と受動喫煙の関係を明確にし、区の方針をしっかりと持つべきと考えるが。  
**答** 池袋のような繁華街では、非喫煙者には分煙によりたばこの害を受けない環境を、喫煙者には区内の喫煙できる場所を周知する仕組みを考えていく。

#### ●子ども文教委員会

開会日 7月2日(月)、7月4日(水)  
 案件 議案2件・陳情1件・報告15件

#### ●豊島区立幼稚園条例(一部改正)

**問** 通常の預かり保育の需要は。年や園により傾向は異なるが、3園合計の利用率は、昨年度実績で53パーセント。  
**問** 長期休業中の預かり保育を池袋幼稚園が先行して実施することだが、利用見込みは。  
**答** 最大15名と設定しており、今のところ、夏の長期休業中の利用希望者は4名。  
**問** 利用条件に就労等とあるが、障害等の理由も含まれているのか。

位置づけている。児童遊園は条例で管理している施設で公園を補充する扱いとなっている。妙義児童遊園を含めた5カ所は500平米以上だが、将来的に返還が考えられるものは児童遊園としている。

か。  
**答** 多様なニーズに応える形になっており、介護や看護、病氣療養、産前産後の休養などでも利用可能。  
**●豊島区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(一部改正)**  
**問** 現在の子どもスキップの指導員の充足状況は。  
**答** 独自に配置基準を定めているが、7月1日現在、25人配置できていない状況である。

**問** 改正により、放課後児童支援員が増える見込みは。  
**答** 高校を卒業していなくても、放課後児童支援員となることのできるため、多少増えると期待している。  
**問** 放課後児童支援員の応募資格に年齢制限はあるのか。  
**答** 年齢制限はない。  
**●子ども若者総合相談窓口の開設について**  
**問** 「アンス」としま(子ども若者総合相談)はワンストップサービスと考えて良いか。  
**答** その通り。対象外の案件であったとしても、必要な部署の担当職員とともに話を聞く等、連携をとって対応していきたいと考えている。

#### ●子ども若者総合相談窓口の開設について

**問** 対象者はおおむね39歳までとあるが、実際にはもっと広い範囲が対象になるのでは。  
**答** 本人及び家族も対象範囲としている。  
**問** 庁内常設の相談窓口は他区と比べても珍しいが、何か特徴は。  
**答** 庁内には、発達障害や高齢者の問題に特化した専門相談機関等がある。連携して対応することで、安心感を持って相談してもらえる。

位置づけている。児童遊園は条例で管理している施設で公園を補充する扱いとなっている。妙義児童遊園を含めた5カ所は500平米以上だが、将来的に返還が考えられるものは児童遊園としている。

位置づけている。児童遊園は条例で管理している施設で公園を補充する扱いとなっている。妙義児童遊園を含めた5カ所は500平米以上だが、将来的に返還が考えられるものは児童遊園としている。